

令和4年5月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和4年5月総会議事録

1 日 時 令和4年5月16日(月) 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件

議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (1件)
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (2件)
- 第3号 農地転用の事業計画の変更について (1件)
- 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について
(利用権15件・農地中間管理事業に係る利用権10件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告(非農地証明) (2件)
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの(合意解約)
(1件・農地中間管理事業に係る合意解約3件・
農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更3件)
- 3 その他
 - ・認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について (1件)
 - ・次回総会 6月15日(水) 午前9時30分から 市役所4階会議室
 - ・現地調査 6月 6日(月) 予定

4 出席委員(18人:議席順)

- | | | |
|---------------|--------------------|-----------|
| 2番 藤川 久志 | 3番 大田 寛治 | 4番 林 一志 |
| 5番 深水 一男 | 6番 河野 八千代 | 7番 高林 司 |
| 8番 名和田 栄治 | 9番 大田 裕美 | 10番 大汐 光晴 |
| 11番 岡島 史真 | 12番 林 弘幸 | 13番 岡本 勇二 |
| 14番 木村 正雄 | 15番 中野 晴人 | 16番 末永 恵子 |
| 17番 山近 洋祐 | 18番 松田 昭洋(会長職務代理者) | |
| 19番 大野 耕作(会長) | | |

5 欠席委員(1人)

- 1番 野中 保志

6 農業委員会事務局職員

事務局長	角谷 隆士
事務局長補佐	坂倉 幸三
書 記	北村 実瑛

7 会議の概要

議長
(会長)
挨拶

令和4年5月の総会の開催にあたり、一言ご挨拶を上げます。

(挨拶)

議長

本日の付議事項は、議案が4件、報告事項が3件でございます。
慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶といたします。
続きまして、4月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議長

それでは、ただ今から令和4年5月の総会を開会いたします。
在任する委員の総数は19名でございます。本日の出席委員は18名、欠席委員は1名でございます。
よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第7条の規定により、本総会は成立をしております。
次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。
8番、名和田栄治委員、10番、大汐光晴委員、よろしく願いをいたします。
議事に入ります。
議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、を議題といたします。
事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。1ページをご覧ください。
議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、農地法第3条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。
令和4年5月16日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。
番号1。
土地の所在、大字三隅中字清水、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は1,110㎡。
譲受人は、三隅中▲▲▲▲番地、●●●●さん。
譲渡人は、三隅下▲▲▲▲番地▲、●●●●さん。
権利の種類は、所有権の移転です。
理由としまして、譲受人は、以前から経営規模を拡大したいと考えていたところ、譲渡人からの申し出があったので、これに応じることとした。

譲渡人は、現在医師として地域医療に従事しており、農業経験も、農業後継者もないことから、譲受人に譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び2 ページをご覧ください。JR山陰本線長門三隅駅から北西へ約 900mに位置する農地です。

また、3 ページには公図を添付しております。

農地法第3条第2項各号の、農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第1号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第2号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第3号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第4号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第5号の下限面積要件ですが、本市の3,000㎡以上の要件は満たしております。

第6号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第7号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当ですが、私、19番、三隅、大野の担当地区でございますので、補足説明をいたします。

先日、5月6日、松田推進委員、事務局とで現地調査をいたしました。

譲渡人の●●さんは、実家が同じ下東坊にあり、農地も持っておられますが、現在は、豊原という自治会で開業医として、地域の医療を担っておられます。

また、譲受人の●●●●さんは、同じ自治会でございますが、養鶏、ブロイラー生産に励んでおられる、専業農家でございます。

位置図でご覧のように、場所は、●●さんの鶏舎の入口でございます。

現在は、休耕でヨシが生えております。

私の担当地区で、毎年、農地パトロールをする時に、休耕として荒れており、何とかならないかと思っていたところ、今回、この話が決まり、一つ、安心したところでございます。別に、何ら問題はないと思います。

皆様の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

事務局、並びに私、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見がある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第2号、農地法第5条第1項の規程による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。2ページをご覧ください。

議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請について。

農地法第5条第1項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和4年5月16日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号1。

土地の所在、大字三隅中字小丸、地番▲▲▲▲番▲、地目は、登記簿は田、現況は畑、面積は325㎡。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、萩市大字御許町▲▲▲番地、●●●●●●●●●●、▲▲▲号、●●●●●●さん。

譲渡人は、三隅中▲▲▲▲番地▲、●●●●●●さんです。

転用の目的は、自己用住宅です。

理由としまして、譲受人は現在、萩市に住んでいるが、実家に近い場所で家を建てようと親に相談した結果、現在耕作をしていない申請地を勧められたため。譲渡人は、譲受人である娘夫婦から相談があり、老後に近所で暮らしてほしいので、申請地を贈与することにした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページをご覧ください。JR山陰本線長門三隅駅から北西へ約1.3kmに位置する農地です。

また、5、6ページには公図、7ページには土地利用計画図、8ページに

は立面図を添付しております。

ここで「農地法審査基準」4ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、過去に農業公共投資の対象となっている農地で、第1種農地に該当し、原則許可しないことになっています。

ここで、許可方針(3)エをご覧ください。

本件は、住宅その他、申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の、日常生活上または業務上必要な施設で集落に接続するもので、周辺の他の土地に設置するのでは、その目的を達成することができないものに該当し、農地法施行規則第33条第4号が適用され、許可可能な案件と考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額融資での対応ということで、金融機関の事前審査結果通知書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から半年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、溜枿を介して道路の側溝に放流し、污水については公共下水道に放流するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当も私、19番、三隅、大野の担当地区でございますので、補足説明をいたします。

5月6日に、松田推進委員、事務局とで現地調査を行いました。

議案第1号と同じ自治会の中にございます。

それから、事務局の説明のように親子間の贈与で、長門市の人口増にもつながる事であり、大変良い事だと思っております。

また、事務局の説明にありました、第1種農地に該当するわけですが、位置図をご覧くださいになるとお分かりになると思いますが、周囲には、3枚ほどしか田んぼがございません。

それから、周囲に民家があつて、こじんまりとした集落でございます。

別に、問題はないと思いますが、皆様の慎重審議の程、よろしくお願いいたします。

をいたします。

以上で、私の説明は終わります。

本件について、質問、ご意見がありましたらお願いいたします。

14番

はい。

議長

はい、どうぞ。

14番

14番、木村です。

今の説明で、農地が3枚ということですが、農地区分で第1種農地ですが、これは農振除外の除外申請はされているんですか。

事務局長
補佐

はい、事務局の方からお答えいたします。

この筆につきましては、平成29年度の農業振興地域整備計画の全体見直しの際に、農振農用地から除外されております。

14番

はい、分かりました。ありがとうございます。

議長

他にどなたか、ご意見、ご質問等がある方はご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議長

挙手多数であります。

よって、本件は、山口県農業会議に意見聴取をし、適当と認めるとの回答の後に、許可することに決定をいたします。

続きまして、番号2について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

番号2。

土地の所在、大字俵山字湯町、地番▲▲▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに畑、面積は712㎡。

権利の種類は、所有権の移転です。

譲受人は、俵山▲▲▲▲番地、●●●●さん。

譲渡人は、神奈川県秦野市曾屋▲▲▲▲番地の▲、●●●●▲、▲▲▲

転用の目的は、温泉用タンク及び事業用駐車場です。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 9 ページをご覧ください。長門市役所俵山出張所から北西約 1.3 km に位置する農地です。

ここで、「農地法審査基準」7ページをご覧ください。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、貯金通帳の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から 2 年以内に完了することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、土地利用計画図、事業計画書から適当であると考えます。

なお、温泉用タンクにつきましては無断転用であるため、令和４年４月22日付けで始末書の提出を受けております。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。

議長

8

15 番、中野です。

説明にもありましたが、譲受人の方が、●●●●●●会社の理事を務め
という関連から、温泉用のタンクならびに事業用の駐車場として、公共
を伴った整備をするために、申し出をされたということでございますし、
方でこの譲渡人の方におかれましては、神奈川県にもう行ってらっしゃ
ということから、耕作ができないということで、申し出を受けられたと
っております。

以上です。

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

(質問、意見なし)

ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

(举手多数)

挙手多数であります。

続きまして、議案第 3 号、農地転用の事業計画の変更について、を議題といたします。

それでは、3 ページをご覧ください。

農地法施行細則第 6 条の規定により、下記事業計画変更承認の申請があったので意見を求める。

令和4年5月16日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和4年2月15日の総会でお諮りした5条転用案件で、令和4年2月15日付けで許可されております。

土地の所在、大字東深川字東中ノ坪、地番▲▲▲番▲、地目は登記簿、
現況ともに田、面積は 859 m²。

9

変更の区分は、土地利用計画の変更となります。

当初計画の「宅地分譲4区画」を変更し、「宅地分譲3区画」とするものです。

変更の理由として、当初計画時より面積の広い宅地の要望があったため、区画数を減らし、一区画あたりの面積を増やすもので、進捗状況としては、現在埋め土工事が施工済みとなっております。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び12ページをご覧ください。

また、13ページには変更後の土地利用計画図を、14ページには変更前の土地利用計画図を添付しております。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の17番、山近委員、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

17番

17番、山近です。

5月6日に、西川推進委員さん、大野会長、事務局3名と私で、現地の確認をいたしました。

今、事務局から説明があった通りで、別に問題はないと思います。

以上です。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、ご質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

ご質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

続きまして、議案第4号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。

事務局の説明をお願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明に入ります。

議案第 4 号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、下記農用地利用集積計画の申請があったので、審議決定を求める。

令和 4 年 5 月 16 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

6 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定と、中間管理事業に係る利用権設定の 2 つとなっております。

まず、従来からの利用権設定です。4 ページをご覧ください。

賃貸借ですが、長門地区が、1 件 2 筆の 3,199 m²、日置地区が、9 件 18 筆の 26,590 m²、油谷地区が、1 件 3 筆の 6,373 m²です。

使用貸借については、長門地区が、1 件 1 筆の 1,034 m²、日置地区が、1 件 1 筆の 1,728 m²、油谷地区が、2 件 2 筆の 2,425 m²となります。

計が、長門地区が、2 件 3 筆の 4,233 m²、日置地区が、10 件 19 筆の 28,318 m²、油谷地区が、3 件 5 筆の 8,798 m²。

合計で、15 件 27 筆の 41,349 m²となります。

事務局長
補佐

詳細につきましては、5 ページ以降をご覧ください。

なお、6 ページの、最後の全体合計面積が 41,368 m²となっておりますが、これはミスプリントでございます。41,349 m²に訂正をお願いいたします。

次に、8 ページからの農地中間管理事業に係る利用権設定です。

賃貸借ですが、三隅地区が、1 件 2 筆の 3,020 m²。長門地区が、5 件 16 筆の 30,414 m²。油谷地区が、4 件 5 筆の 9,010 m²。

使用貸借はございません。

合計で、10 件 23 筆の 42,444 m²となります。

詳細につきましては、9 ページから 10 ページをご覧ください。

基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

(補足説明、意見なし)

議 長

議案全体について質問、ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。
よって、本件は、承認することに決定をいたしました。
引き続きまして、報告事項に入ります。
報告事項の1の説明をお願いいたします。

角谷事務
局長

では、説明に入ります。12ページをご覧ください。
報告事項1、土地現況証明報告、非農地証明でございます。
番号1。

土地の所在、大字三隅下字大伏、地番▲▲▲▲番▲、登記地目は田、面積は35㎡。

申請者は、東深川▲▲▲▲番地▲、行政書士、●●●●さん。

現地につきましては、宅地の一部となっているため、令和4年5月6日付けにて、大野会長、大田委員、宮本推進委員、事務局とで現地を確認し、宅地として非農地証明をしております。

番号2。

土地の所在、大字俵山字湯町、地番▲▲▲▲番▲、登記地目は畑、面積は565㎡。

申請者は、仙崎▲▲▲▲番地▲、土地家屋調査士、●●●●さん。

現地につきましては、山林化しており、農地としての活用は不可能な状態となっていることから、令和4年5月6日付けにて、大野会長、中野委員、事務局とで現地を確認し、山林として非農地証明をしております。

以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項1について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項の2の説明をお願いいたします。

事務局長

13ページをご覧ください。

報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、合意解約でございます。

番号 1。

令和 4 年 4 月 22 日に合意解約をしております。

次に、14 ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る合意解約でございます。

番号 1。

令和 4 年 4 月 30 日に合意解約をしております。

ほか 2 件の合意解約です。

次に、15 ページをご覧ください。

農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更でございます。

番号 1。

契約期間は、令和 4 年 6 月 30 日から令和 12 年 11 月 30 日までとなっております。

ほか 2 件の、合意解約による耕作者の変更でございます。

以上でございます。

議 長

ただ今、事務局より報告事項 4 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、その他の報告事項について説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、16 ページから 22 ページをご覧くださいと思います。

●●●●●●株式会社から「認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置に伴う農地の転用について」の届出がございました。

認定電気通信事業者が行う中継施設等の設置は、農地法施行規則第 53 条第 14 号の規定により公共性、公益性があることから、転用許可を要しない例外規定が適用されるため、農業委員会への届出で済むことになっております。

番号 1。

土地の所在、大字真木字頭河内、地番▲▲▲番▲、現況地目は田、ほか 1 筆。台帳面積 446 m²のうち、携帯基地局の設置として、永年転用 4.00 m²。

それから、台帳合算面積 650 m²のうち、179.87 m²は、基地局設置工事に伴う作業場としての一時転用となります。

令和 4 年 5 月 6 日付で異議なしの通知を送付しております。

以上でございます。

議 長 ただ今、事務局よりその他の報告事項についての説明がございましたが、よろしいでしょうか。

 (質問、意見なし)

議 長 続きまして、その他、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長 それでは、次回の定例総会ですが、6月15日、水曜日、午前9時30分から、市役所4階大会議室2で開催いたします。

補佐 なお、現地調査につきましては、6月6日、月曜日を予定しております。該当する委員さんには、後日、事務局から集合時間等、連絡致しますので、ご立会をよろしくお願いいたします。

 事務連絡については、以上となります。

議 長 本日、皆様にお諮りする全ての議題を終わりますが、委員の皆様から、何か質問、ご意見等はございませんか。

 (質問、意見なし)

議 長 それでは、以上をもちまして、5月の定例総会を終了いたします。
お疲れでございました。

終了時間 午前10時10分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和4年5月16日

長門市農業委員会会長 太 野 耕 作

議事録署名委員 名 和 田 栄 治

議事録署名委員 大 汐 光 晴